



弊社の取引条件について

日本エリーズマグネチックス株式会社

本社・工場 〒279-0025 千葉県浦安市鉄鋼通り 2-5-6
Tel.047-354-6381 Fax.047-354-7643

大阪営業所 〒532-0003 大阪市淀川区宮原 4-4-63 新大阪千代田ビル別館9階
Tel.06-6397-2212 Fax.06-6396-6877

名古屋営業所 〒465-0032 名古屋市中区東区藤が丘 156 IF ビル 6階
Tel.052-776-3101 Fax.052-776-3103

日本エリーズマグネチックス株式会社は、売主(以下「甲」といいます。)と買主(以下「乙」といいます。)との間の売買に際し、以下の取引条件のもとに基本契約を締結するものとします。

第1条 (基本合意)

甲は、乙に対して、甲が取り扱う商品(以下「本件商品」といいます。)を継続的に売り渡し、乙がこれを買受けるものとします。

第2条 (適用範囲)

- 本契約に規定する内容は、甲乙間の個々の売買契約(以下「個別契約」といいます。)に対して適用されます。ただし、個別契約において本契約と異なる事項を定めた時は当該個別契約の定めが優先して適用されます。
- 本件商品の範囲は、個別契約に定めるものとします。

第3条 (個別契約の成立)

- 個別契約は、乙が、甲に対して、商品の発注年月日、目的物の名称・品番、数量、受渡期日、受渡場所等を記載した注文書等により発注を行ない、甲がこれを承諾することによって成立します。
- 甲は、乙の発注内容を承諾しない場合には、注文書到達後 10 営業日以内に、乙に対してその旨を通知するものとします。この通知が無い場合には、甲は乙の発注内容どおり承諾したものとみなします。

第4条 (本件商品の引渡し)

- 甲は、乙に対し、注文書の記載に従い、本件商品を受渡期日に受渡場所において引渡しものとします。
- 本件商品の引渡しにかかる費用は、乙の負担とします。

第5条 (検査)

- 乙は、本件商品の引渡しを受けたときは、10 営業日以内に、甲乙別途協議した方法により、本件商品の検査を実施し、その結果を甲に通知するものとします。
- 前項の期限内に乙が通知をしないときは、検査に合格したものとみなします。
- 第1項の定めにかかわらず、甲乙間であらかじめ検査を省略することとした場合には、本件商品が乙に引渡されたことをもって検査に合格したものとみなします。

第6条 (不合格の場合の処理)

- 甲は、検査の結果、不合格になったものについては、甲の負担で引き取り、商品を修正または代品納入するものとします。
- 甲は、乙による検査の結果に疑義または異義のあるときは、遅滞なく、書面により、乙にその旨を申し出て、甲乙間の協議において解決するものとします。

第7条 (所有権の移転)

本件商品の所有権は、本件商品の引渡し完了時に移転するものとします。ただし、乙が日本国以外の地域で本件商品の引渡しを希望する場合は、本件商品の船荷証券(B/L)を甲が受領した時点で移転するものとします。

第8条 (危険負担)

本件商品の引渡し前に生じた本件商品の破損、滅失、変質、減量その他一切の損

害は、乙の責めに帰すべき事由による場合を除き、甲の負担とします。本件商品の引渡し後に生じたこれらの損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙の負担とします。

第9条 (本件商品の価格)

本件商品の価格は、甲から提出される見積書に基づいて、甲乙間の協議によって決定するものとします。

第10条 (代金の支払いおよび相殺)

- 乙は、甲に対して、本件商品の代金を、毎月末日締め、翌月末日に甲が指定する金融機関の指定口座に振り込む方法により支払うものとします。振込手数料は、甲乙協議の上決定するものとします。なお、乙の支払方法に変更がある場合には、別途協議し、決定するものとします。
- 乙は、甲に対して金銭債権を有するときは、甲に対して対当額で相殺する旨の通知をすることにより、いつでも当該金銭債権と前項の代金とを相殺することができるものとします。

第11条 (期限の利益の喪失)

甲または乙は、次に掲げる事由の 1 つに該当する事由が生じたときは、本契約および個別契約にかかるすべての債務について期限の利益を喪失し、直ちにその債務を履行しなければならないものとします。

- 支払い停止または支払い不能の状態に陥ったとき
- 手形または小切手が不渡りとなったとき
- 差押え、仮差押え、仮処分、または競売の申立があったとき
- 破産、会社整理、会社更生、民事再生の手続き開始の申立を自ら行ったとき、または申立てられたとき
- 解散、または営業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡したとき
- 合併、会社分割、株式交換または株式移転の手続きを開始したとき(甲及び乙が当事者である場合を除く)
- その他本契約に定める条項に違反し、かつ相手方からの書面による催告を受領した後 4 週間以内には正されないとき

第12条 (通知義務)

甲または乙は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたとき、またはそのおそれのある時は、速やかに相手方に通知しなければならないものとします。

- 法人の名称または照合の変更
- 振込先指定口座の変更
- 代表者の変更
- 本店、主たる事業所の所在地または住所の変更
- 前条各号にあたる事由

第13条 (秘密保持義務)

- 甲または乙は、事前に相手方の書面による同意を得た場合を除き、本契約および個別契約により知り得た相手方の営業上の秘密を第三者に漏洩してはならないものとします。
- 甲または乙は、前項の秘密保持義務を、本契約および個別契約の担当者に負わせるものとします。

第14条 (反社会的勢力の排除)

甲または乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約するものとします。

- ① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)ではないこと
- ② 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。)が反社会的勢力ではないこと
- ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- ④ 本件商品の引渡しおよび売買代金の全額の支払いのいずれもが終了するまでの間に、自らまたは第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

第15条 (解除)

- 1 甲または乙は、相手方において、第11条および第14条に掲げる事由の1つに該当する事由が生じたときは、何らの催告なくして直ちに本契約および個別契約の全部または一部を解除することができるものとします。
- 2 前項によって本契約が解除された場合、解除権者は、相手方に対し、これによって生じた損害の賠償を請求することができるものとします。

第16条 (不可抗力)

甲は、注文の履行の遅延または不能、または制御不能な原因に起因する配達の不具合または遅延について責任を負わないものとします。そのような原因には、天災、乙の行為、政府の行為(正当化されているかどうかにかかわらず)または公共の敵、火災、爆発、地震、津波、洪水、伝染病、病気、検疫規制、ストライキ、ロックアウト、労働争議、貨物の通商禁止、戦争(宣言され、または宣言されていない)、テロ行為、暴動、内乱、輸送手段への事故、悪天候、またはそのような原因による原材料等のサプライヤーの債務不履行が含まれます。

第17条 (本契約の期間)

- 1 本契約の有効期間は、本契約締結の日から1年間とします。
- 2 本契約の期間満了の1ヶ月前から、甲または乙のいずれからも、相手方に対して契約の更新を拒絶する旨の申入れが行われなかった場合、本契約と同条件でさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

第18条 (本契約の終了後の措置)

- 1 第13条の規定は、本契約の終了後も存続するものとします。
- 2 本契約が終了した場合においても、本契約の存続中に締結された個別契約については、本契約がなお適用されるものとします。

第19条 (合意管轄)

本契約または個別契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とするものとします。

第20条 (協議)

本契約または個別契約に関して、疑義が生じた場合または定めのない事由が生じた場合には、両当事者は、信義誠実の原則に従い協議を行うものとします。

2023年1月